

高知県中山間地域デジタル化支援事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、高知県中山間地域デジタル化支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、中山間地域デジタル化支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助事業の採択基準等

1 事業採択基準

(1) 地域課題解決支援事業

ア デジタル技術の活用により、中山間地域において見られる課題の解決を図る事業であること。

イ 地域の担い手不足や集落機能の低下、日常生活の不便さなどの中山間地域が抱える課題に対応する、複数の実証テーマを設定すること。ただし、生活環境の改善に係る実証事業の場合は1テーマでも可能とする。

ウ 同様の課題を抱える他の中山間地域に横展開できる、汎用性を持った手段により実施すること。

エ 事業を実施するための協議会（県及び関係市町村、民間事業者、地元組織等で構成された実施体制）が組織されている、または組織する準備がなされていること。

(2) 集落活動支援事業

ア ロボット草刈機の導入により、中山間地域の集落活動において課題となっている草刈作業の負担軽減及び省力化を図る事業であること。

イ 同様の課題を抱える他の地域に横展開できる手段や体制により実施し、地域で草刈りを継続して実施するための仕組みづくりに取り組むこと。

2 補助事業の採択等

補助事業者は、要綱第5条に定める補助金交付申請書等を提出しなければならない。知事は、補助事業者より提出された補助金交付申請書等を、事業採択基準に基づき採択の適否について審査し、適当と認めたものについて、交付決定通知書を補助事業者に通知するものとし、国庫補助事業等を活用して実施する事業に本補助金を充当する場合の交付決定については、国庫補助事業等の採択の見通しを確認したうえで通知するものとする。

不採択の決定を行った場合にあっては、その理由、意見等を付して、補助事業者に通知するものとする。

3 事業の要件

(1) 地域課題解決支援事業

ア 将来の実装を視野に入れて、協議会には、技術を持った事業者のほか、地域でサービスを提供する事業者や運営の担い手が参画すること。

イ 実証事業を通じて、様々な地形や条件下での運用方法、既存の手段とのコスト比較、実装に向けた運営方法などを検証すること。

ウ 県が主催する情報共有会議において、実証事業の計画や進捗状況、主な成果などを共有すること。

(2) 集落活動支援事業

- ア 実証事業を通じて、様々な地形や条件下での運用方法、既存の手段とのコスト比較、実装に向けた運営方法などを検証すること。
- イ 県が主催する情報共有会議において、主な成果などを共有すること。あわせて、当該自治体内及び近隣の市町村の関係者を対象に、ロボット草刈機を使用した草刈りの実演会を開催すること。

第3 補助対象としない事業

- (1) 特定の地域や活用方法が限られるなど、他中山間地域への横展開が期待できない事業
- (2) 運用、活用についての計画がなく、施設や備品の整備のみを目的とした事業
- (3) 市町村がもっぱら行政目的に供する施設・備品の整備に係る事業

第4 補助対象としない経費

- (1) 食糧費
- (2) 公課費
- (3) 既存施設の改修経費で単なる維持修繕を目的とするもの
- (4) 用地取得又は補償に要する経費
- (5) 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費。ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。
- (6) その他補助することが適当と認められない経費

第5 補助対象期間

- (1) 地域課題解決支援事業
事業の採択の属する年度を含む年度から起算して、最長2年度とする。ただし、1テーマで実施する場合は単年度とする。
- (2) 集落活動支援事業
単年度とする。

第6 個人所有資産の活用について

- 1 補助事業の実施に当たり、個人の資産（土地を除く。）を借り受け、改修工事等の実施を行う場合、事業完了後10年間以上、事業に沿って使用しなければならない。
- 2 前号の規定により借り受ける場合、補助事業に基づく改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者から同意を得ていること。
- 3 補助事業の対象となる資産に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和5年4月1日から適用する。